

中国における損害賠償額の算出基準 中国知的財産権訴訟判例解説（第80回）

無錫国威陶磁電器有限公司、蔣国屏
再審申請人（一審原告、二審上诉人）

常熟市林芝電熱計器有限公司
被申請人（一審被告、二審上诉人）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

特許権侵害が認められた場合、損害賠償額の認定が行われるが、損害額に関する証拠が十分でない場合、人民法院が侵害状況を参酌して賠償額を認定する法定賠償が採用される。以前は多くの事件において法定賠償が採用されていたが、近年では損害額算定のための証拠を厳密に取り調べ、被告の利益に基づき損害額の認定を行う傾向となってきた。

本事件では4つの販売ルートのうち3つについては十分な証拠がなく、法定賠償額が認定されたが1つの販売ルートに関しては証拠から被告の利益、利益率及び貢献率を考慮した損害賠償額が認定された¹。

2. 背 景

(1) 特許の内容

蔣国屏（原告）は、PTC（Positive Temperature Coefficient）発熱器の導熱アルミニウム管及びPTC発熱器と称する実用新型特許ZL200920230829.5（以下、829特許という）を所有している。829特許は、2009年9月8日に中国知識産権局に出願され、2010年6月2日に登録された。登録後、特許権者は無錫国威陶磁電器有限公司（原告）に独占実施権を認めた。

争点となった829特許の請求項2は以下のとおりである。

1 2018年6月26日最高人民法院判決（2018）最高法民再111号